

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月12日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担の限度額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条中「8円」を「9円」に改める。

第9条中「542円」を「587円」に改める。

第10条第2号中「8円」を「9円」に改め、同条第3号中「542円」を「587円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 市議会議員及び市長の選挙における費用の公費負担の限度額について、次のとおり引き上げることとした。

区 分	改正前	改正後
選挙運動用ビラ (1枚当たり)	8円	9円
選挙運動用ポスター (1枚当たり)	542円	587円